

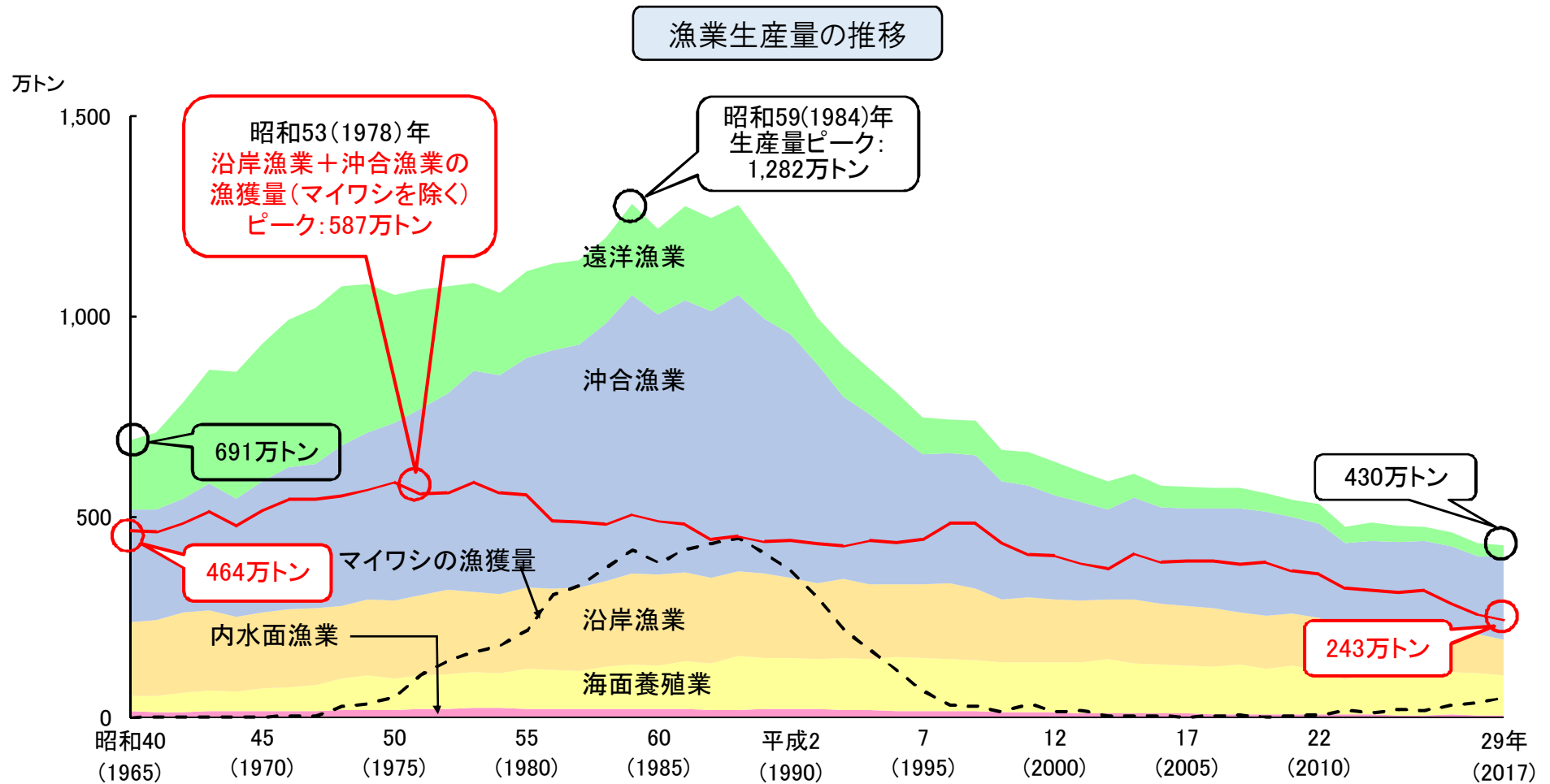
水産政策の改革について

目次

I. 水産政策の改革の背景（我が国水産業の現状）	1
II. 水産政策の改革の概要	7
III. 水産政策の改革の内容（漁業法等改正法関係）	10
1. 概要	11
2. 資源管理	12
3. 漁業許可	18
4. 海面利用制度（漁業権・沿岸漁場管理）	21
5. 海区漁業調整委員会	29
6. 密漁対策	31
7. 漁業協同組合	32

日本の漁業生産量の現状

- 日本の漁業生産量は、昭和59(1984)年にピークに達した後、減少傾向。
- 昭和63(1988)年頃からのマイワシの大幅な減少や遠洋漁業の縮小を除いても減少傾向にあり、国民に対して水産物を安定供給していくためには、この減少傾向に歯止めをかける必要。



資料: 農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(日本)

(参考) 水産資源の現状

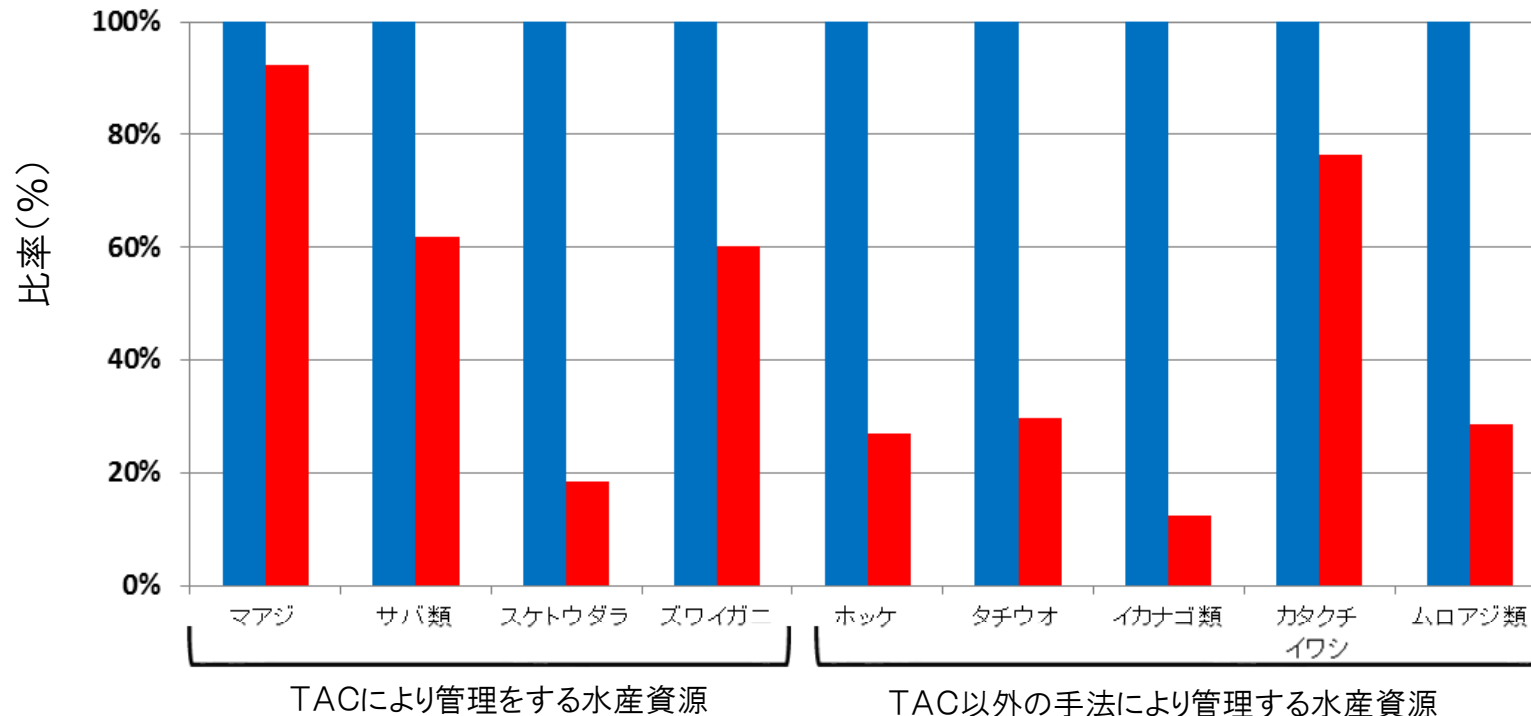
- 資源量が周期的に大きく変動するマイワシや遠洋漁業により漁獲されるもの以外の漁業生産量の減少については様々な要因が考えられるが、適切な資源管理を行い、水産資源を維持できていれば、漁業生産量の減少を防止・緩和できたと考えられるものが多い。
- 数量管理(漁獲量自体の制限による資源管理)を行った水産資源については、それ以外の水産資源に比べて、漁業生産量の減少の程度が小さい。

管理手法による生産量の比較

<TAC(漁獲可能量)制度>

国が水産資源ごとに年間の漁獲量の上限を設定することにより行う資源管理(数量管理)

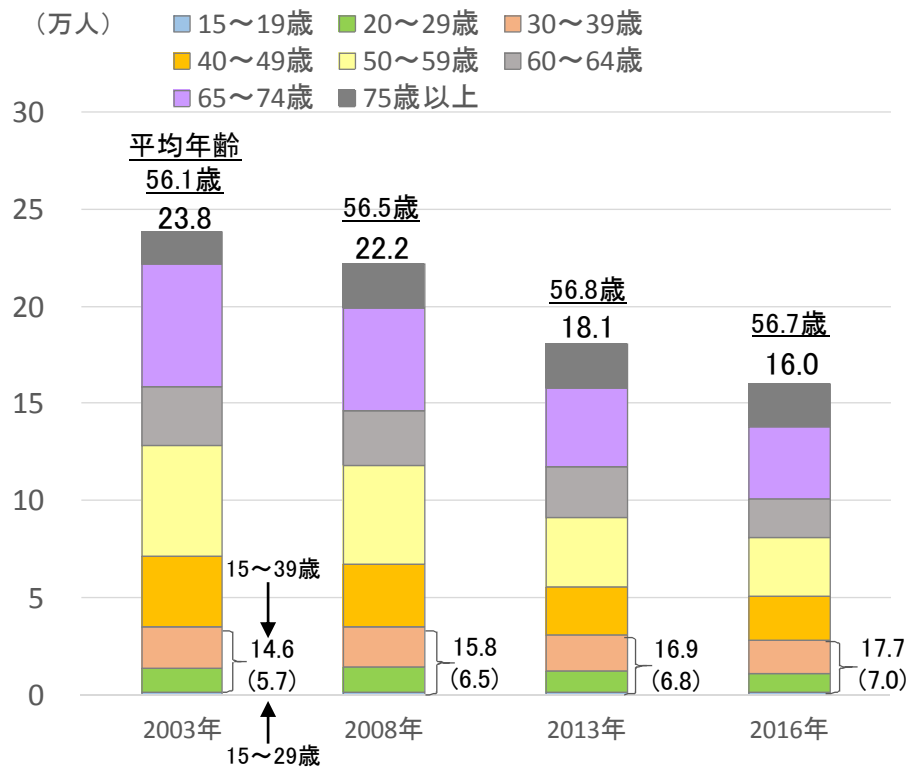
昭和59年の生産量(■)に対する、平成28年の生産量(■)の比率
(昭和59年の生産量を100%)



(参考) 漁業就業者の現状

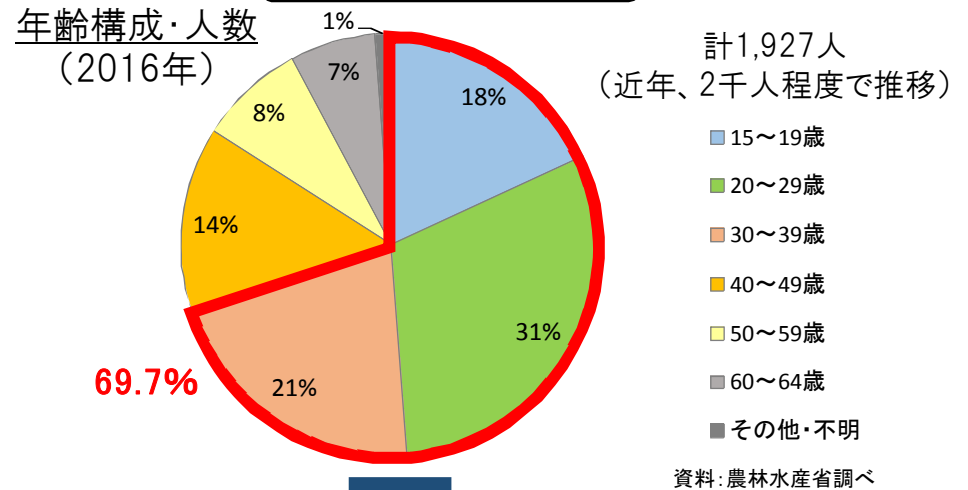
- 日本の漁業就業者は減少傾向にあり(2016年は16万人)、平均年齢は56.7歳。高齢者の退職により今後も減少(2050年頃には約7万人まで減少)が続くことが想定。
- 日本の周辺水域に形成された豊かな漁場や水産資源を十全に活用していくためには、担い手を育成・確保していく必要。

漁業就業者の推移

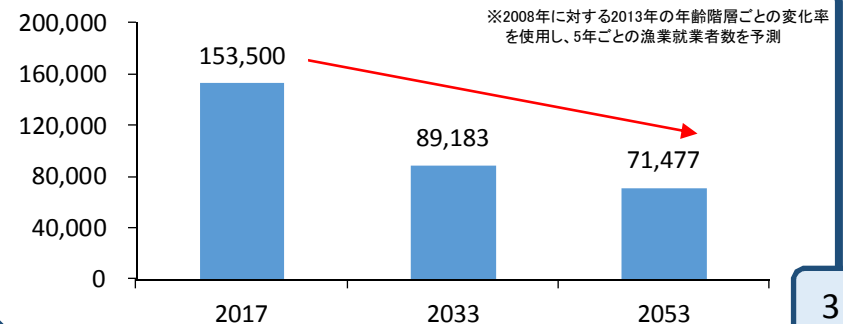


資料: 農林水産省「漁業センサス」(2003、2008、2013年)、「漁業就業動向調査」(2016年)
 注1: 2008年(平成20年)センサスでは、雇い主である漁業経営体の側から調査を行ったため、これまでは含まれなかった非沿海市町村に居住している者を含んでおり、2003年(平成15年)センサスとは連続しない。
 注2: 平均年齢は、漁業就業動向調査より各階層の中位数を用いた推計値(75歳以上の場合は「80」を使用)。

新規就業者の状況



漁業就業者数の予測



(参考) 漁業生産性の比較

- 全体としてみると、日本の漁業者1人・漁船1隻当たりの生産量はアイスランド、ノルウェーなど欧米諸外国より低い。
- 日本の漁業について、漁業種類ごとに見ると、沖合底びき網、大中型まき網等は、生産量が多く、経営体や漁船数は少ないため、1経営体当たり・1隻当たりの生産量が多い。

生産性の比較

(上表：国間の比較、下表：日本の漁業種類間の比較)

国名	漁業者数 (千人)	漁船数 (隻)	漁業生産量 (千トン)	漁業者1人当たり生産量 (トン/人)	漁船1隻当たり生産量 (トン/隻)
アイスランド	6	822	1,104	225.2	791.7
ノルウェー	18	5,939	3,788	214.5	637.9
スペイン	33	9,895	1,346	40.6	136.0
ニュージーランド	2	1,367	553	258.5	404.2
米国	281	75,695	5,406	19.2	71.4
日本	173	152,998	4,765	27.5	31.1

資料：農林水産省「漁業センサス2013」(漁船(日本、2013年))、「漁業就業動向調査」(漁業者数(日本、2014年))、「漁業・養殖業生産統計」(生産量(日本、2014年))、OECD「OECD Review of Fisheries: Country Statistics 2015」(漁船、漁業者数(上記以外))及びFAO「Fishstat (Capture Production)」(生産量(日本以外、2014年))

注：日本以外の国の漁業者数及び漁船数について、アイスランドは2012年、ニュージーランドは2013年、ノルウェー、スペイン、米国は2014年

	漁業種類名	主な魚種 (下線はTAC魚種)	経営体数 (経営体)	漁業者数 (人)	漁船数 (隻)	漁業生産量 (百トン)	1経営体当たり 生産量 (トン/経営体)	1漁業従事者 当たり生産量 (トン/人)	漁船1隻当たり 生産量 (トン/隻)
沖合	沖合底びき網	<u>スケウダウ</u> 、ホッケ、 <u>カレイ</u> 、 <u>スワガニ</u> 等	228	2,480	314	2,125	932.0	85.7	676.8
	大中型まき網	<u>サバ</u> 、 <u>イワシ</u> 、 <u>アジ</u> 、 <u>スルメイカ</u> 、カツオ、 <u>マグロ</u> 等	69	3,900	377	8,702	12,611.6	223.1	2,308.2
沿岸	刺網		12,738	17,002	18,211	1,191	9.3	7.0	6.5
	大型定置網	<u>イワシ</u> 、 <u>サバ</u> 、 <u>アジ</u> 、 <u>ブリ</u> 、 <u>マグロ</u> 等	431	6,258	2,185	2,117	491.2	33.8	96.9

資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(生産量(2016年))、「漁業就業動向調査」(漁業者数(日本の漁業全体、2016年))、「漁業センサス2013」(経営体数、漁業者数(日本の漁業全体以外)、漁船数)

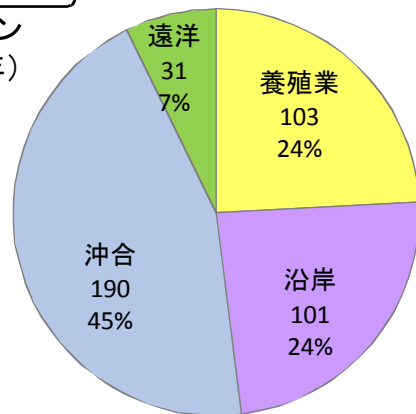
注：「漁業者数」のうち、日本の漁業全体以外の値については、2013年11月1日現在の海上作業従事者数であり、経営体数より少ない場合がある。

(参考) 日本の漁業生産の構造

- 日本の漁業は、主に多獲性魚種を漁獲する沖合漁業から、少量だが高単価の魚種を漁獲する沿岸漁業まで多種多様。
- 沿岸漁業は沖合漁業に比べて、漁船数、経営体数、漁業従事者数が多い。

生産量

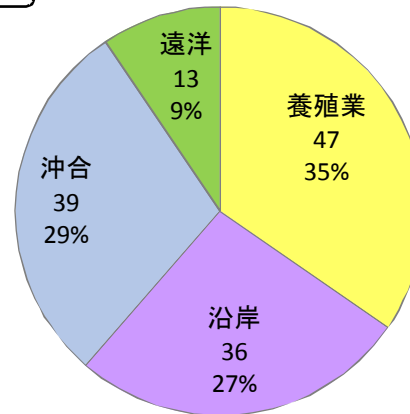
425万トン
(2016年)



資料: 農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

生産額

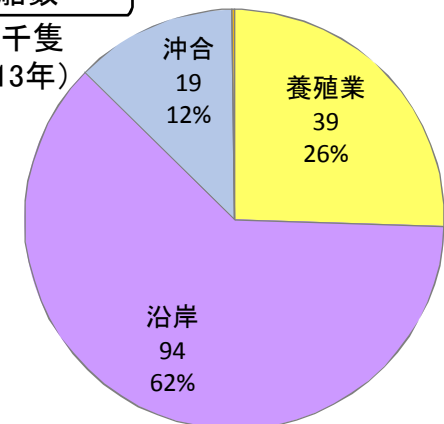
135百億円
(2013年)



資料: 農林水産省「漁業生産額」(総額)
注: 内訳の金額は、農林水産省「漁業センサス2013」の漁業種類別販売金額を基に推計

漁船数

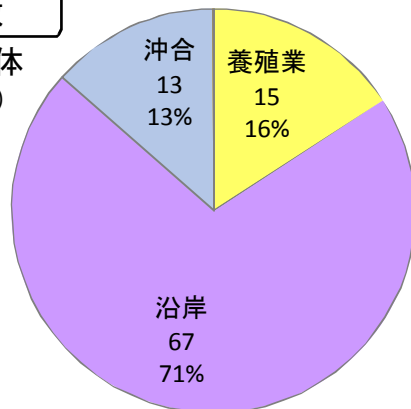
153千隻
(2013年)



資料: 農林水産省「漁業センサス2013」
注: 「遠洋」は288隻(0.2%)

経営体数

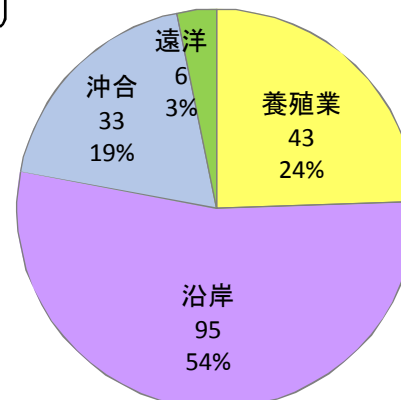
95千経営体
(2013年)



資料: 農林水産省「漁業センサス2013」
注: 「遠洋」は101経営体(0.1%)

漁業従事者数

178千人
(2013年)



資料: 農林水産省「漁業センサス2013」
注: 「漁業従事者数」は、2013年11月1日時点の海上作業従事者数

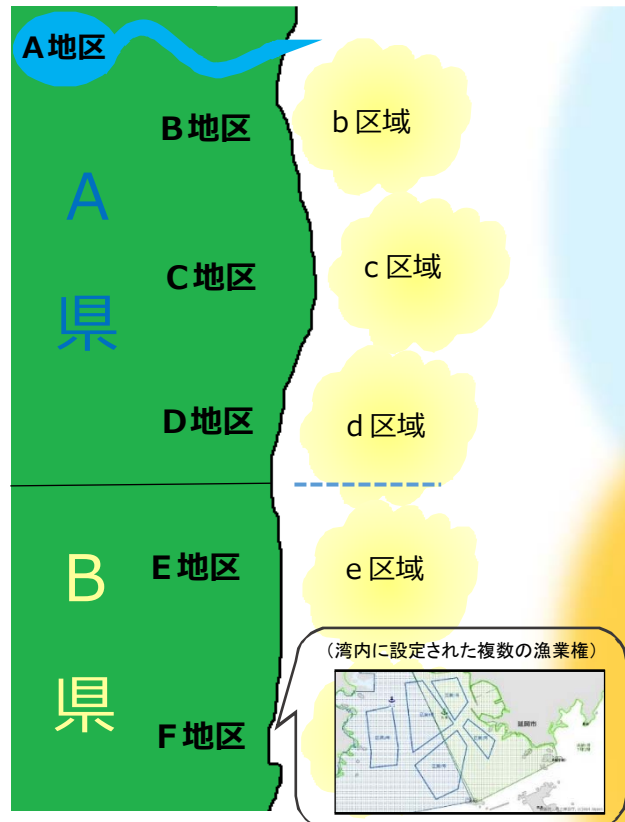
- 注1: 内水面漁業・養殖業を除く。
注2: 「遠洋漁業」には、遠洋底びき網、以西底びき網、大中型まき網(1そうまき遠洋かつお・まぐろ)、まぐろはえ縄(遠洋)、かつお一本釣り(遠洋)、いか釣(遠洋)が含まれる。
注3: 「沖合漁業」には、沖合底びき網、小型底びき網、大中型まき網(1そうまき遠洋かつお・まぐろを除く)、中小型まき網、さけ・ます流し網、かじき等流し網、さんま棒受網、まぐろはえ縄(近海、沿岸)、かつお一本釣り(近海、沿岸)、いか釣(近海、沿岸)が含まれる。
注4: 「沿岸漁業」には、船びき網、その他の刺網、定置網、その他の網、その他のはえ縄、ひき縄釣、その他の釣、採貝・採藻、その他の漁業が含まれる。

(参考) 漁業の管理体系

- 沿岸漁業・養殖業については、限られた水域で多数の漁業者が多様な漁業を営んでいる状況にあることから、資源管理を適切に行い、漁場の使用に関するトラブルを防止・解決する観点から、一定の海面で排他的に営むことができる漁業権を、特定の者に付与して管理。
- 広い水域を漁場とする沖合・遠洋漁業については、一定の区域や期間の範囲で操業を特定の者に許可して管理。

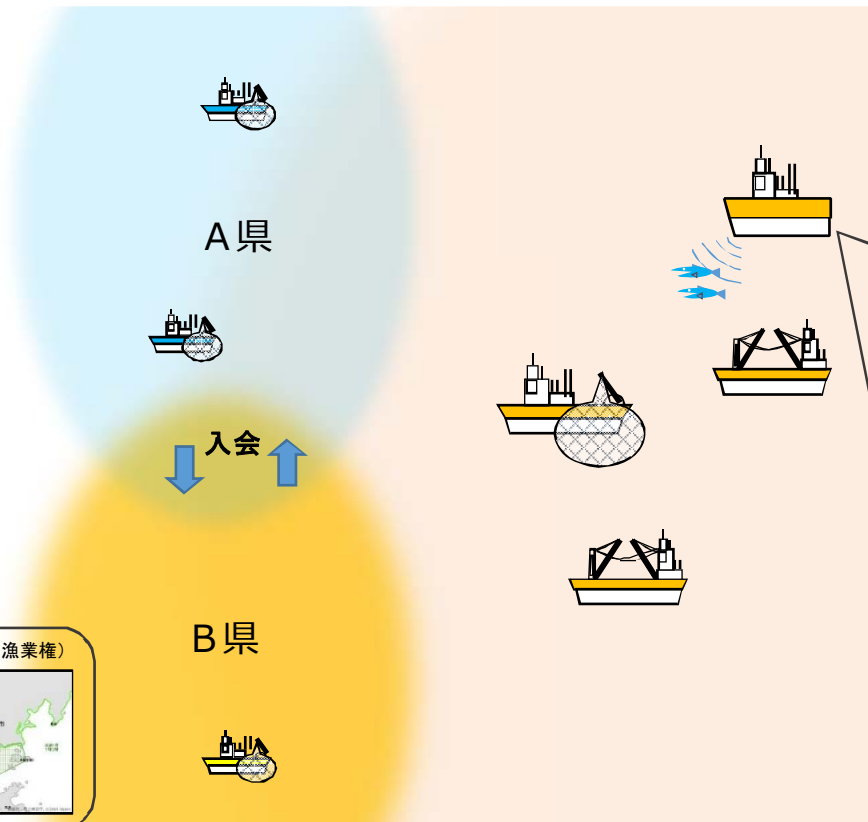
漁業権漁業

特定の沿岸漁業・養殖業について、排他的に営む権利を都道府県知事が免許



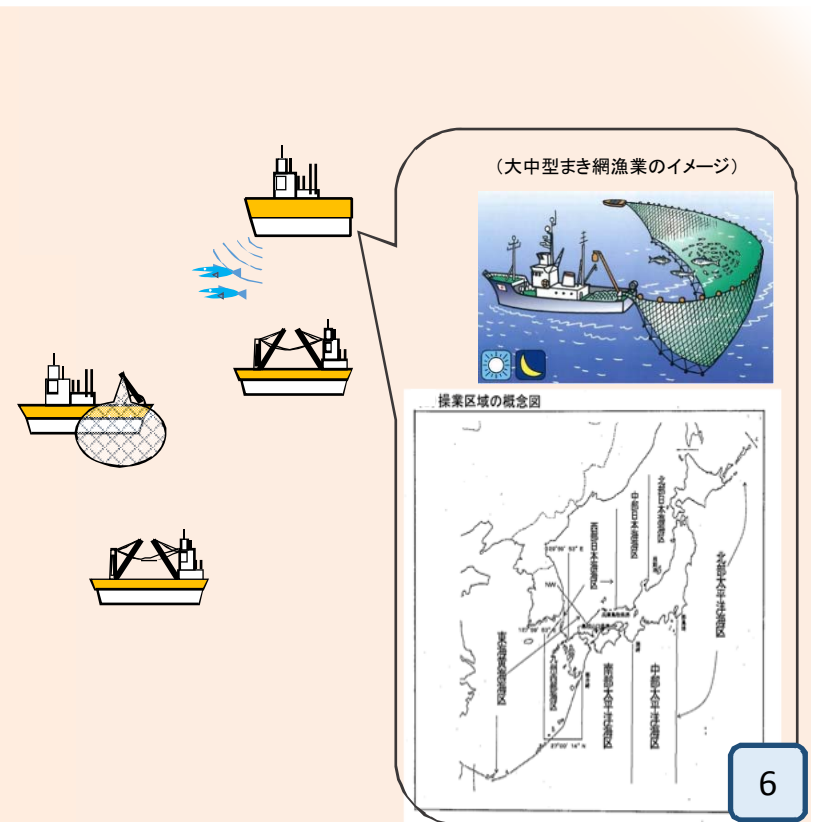
知事許可漁業

都道府県の沖合で操業する漁業について都道府県知事が許可



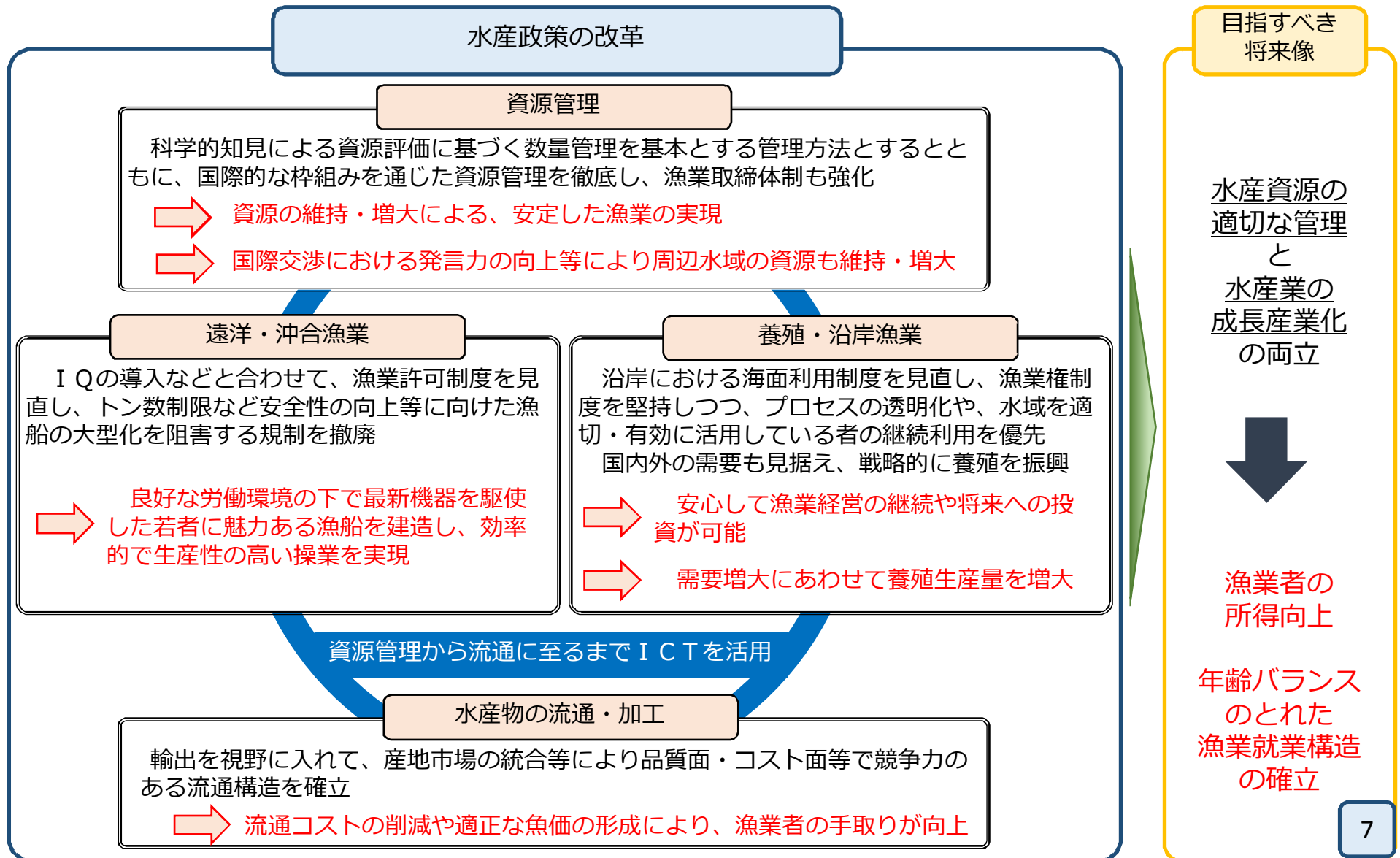
大臣許可漁業

複数県の沖合や外国で操業する漁業について農林水産大臣が許可



水産政策の改革の全体像

- 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造を確立することを目指し、水産政策の改革を実施。



(参考) 「水産政策の改革について」(平成30年6月)のポイント

水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた漁業就業構造を確立することを目指し、次のような改革を行うこととし、必要な法整備等を速やかに行う。

法整備等に当たっては、水産業は我が国領海・排他的経済水域を保全する上でも重要な機能を果たしており、このような国境監視機能を始めとする機能を適正に発揮させることにも十分留意するものとする。

1 新たな資源管理システムの構築

資源管理については、国際的にみて遜色のない科学的・効果的な評価方法及び管理方法とする。

- 資源評価対象魚種は、原則として有用資源全体をカバー
- 調査体制を抜本的に拡充。また、操業時の各種情報を資源量把握のためのビッグデータとして活用
- 主要資源ごとの資源管理目標として、最大持続生産量(MSY)が得られる資源水準としての「目標管理基準」を設定。併せて、乱獲を防止するために資源管理を強化する水準として「限界管理基準」を設定
- 毎年度の漁獲可能量(TAC)を設定。TAC対象魚種は、順次拡大し、早期に漁獲量ベース(※)で8割に拡大(※国際的な枠組みで管理される魚類等、貝類・藻類・うに類、海産ほ乳類は除く)
- 個別割当(IQ)を、大臣許可漁業を始めとして準備が整ったものから順次導入
- 海区漁業調整委員会について、柔軟な委員構成とし、選出方法も見直し
- 新たな資源管理への円滑な移行のため、減船・休漁等、必要な支援を実施。漁業収入安定対策の法制化
- 種苗放流等について資源造成効果を検証。広域回遊魚種等は複数都道府県の共同の取組を促進

2 漁業者の所得向上に資する流通構造の改革

- 水産物流通について、物流の効率化、ICT等の活用、品質・衛生管理の強化、国内外の需要への対応等を強力に推進
- 産地市場の統合・重点化、消費地に産地サイドの流通拠点を確保
- 資源管理の徹底と国内の密漁対策を含めIUU漁業の撲滅を図る等のため、トレーサビリティの取組を必要度の高いものから順次推進

3 生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し

- 沿岸漁業との調整を進めつつ、IQ導入など条件の整った漁業種類については、トン数制限など安全性の向上等に向けた漁船の大型化を阻害する規制を撤廃
- 漁業許可を受けた者には各種報告を義務付けるとともに、資源管理を適切に行わない漁業者・生産性著しく低い漁業者に対する改善勧告・許可の取消し

4 養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直し

(1) 養殖・沿岸漁業に係る制度の考え方

- 適切な資源管理等の観点から、漁業権制度を維持
- 養殖業における円滑な規模拡大・新規参入に向けて、漁業権付与に至るプロセスの透明化、権利内容の明確化等を図る

(2) 漁場計画の策定プロセスの透明化

- 県は、海面を最大限活用できるよう留意。可能な場合は、新区画の設定も積極的に推進
- 県は、漁場計画の策定に当たり、新規参入希望者等からの要望聴取・検討結果の公表

(3) 漁業権の内容の明確化等

- 県が漁業権を付与する際の優先順位の法定制は廃止
これに代えて、既存漁業者が水域を有効に活用している場合は継続利用を優先し、それ以外の場合は地域の水産業の発展に資するかどうかを総合的に判断することを法定
- 団体に付与する漁業権に係る内部調整(費用徴収含む)は、漁業権行使規則に基づき行う。同規則は、団体のメンバー外には及ばない
- 漁業権者は、各種報告を行うとともに、水域を適切かつ有効に活用していない場合は、改善指導・勧告等

(4) 公的な漁場管理を委ねる制度の創設

- 漁協等が実施している良好な漁場環境の維持などの活動が高い透明性の下で将来にわたって安定的に行われるよう、漁場管理を県の責務とし、県がこれを漁協等に委ねることができる制度を創設
- 委ねられた者は、県の認可を受けた漁場管理規程に基づき実施。費用の使途・積算根拠も漁場管理規程に明示

(5) 養殖業発展のための環境整備

- 国は、戦略的養殖品目を設定した上、総合戦略を策定
- 適地拡大に向けた大規模静穏水域の確保や漁港の積極的活用を推進

5 水産政策の方向性に合わせた漁協制度の見直し

漁協について、水産政策の改革の方向性に合わせて見直し。

6 漁村の活性化と国境監視機能を始めとする多面的機能の発揮

漁業・漁村の持つ多面的な機能が発揮されるよう、効果的な取組を推進。

水産政策の改革の内容 (漁業法等改正関係)

漁業法等の一部を改正する等の法律の概要（平成30年12月）

- 適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させるため、漁業法等を改正し、資源管理措置、漁業許可、免許制度等の漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直し。

I 漁業法の改正（※海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（TAC法）を漁業法に統合）

（1）新たな資源管理システムの構築

科学的な根拠に基づき目標設定、資源を維持・回復

【資源管理の基本原則】

- ・資源管理は、資源評価に基づき、漁獲可能量（TAC）による管理を行い、持続可能な資源水準に維持・回復させることが基本。
- ・TAC管理は、個別の漁獲割当て（IQ）による管理が基本（IQが整っていない場合、管理区分における漁獲量の合計で管理）

【漁獲可能量（TAC）の決定】

- ・農林水産大臣は、資源管理の目標を定め、その目標の水準に資源を回復させるべく、漁獲可能量を決定。

【漁獲割当て（IQ）の設定】

- ・農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲実績等を勘案して、船舶等ごとに漁獲割当てを設定。

（2）漁業許可制度の見直し

競争力を高め、若者に魅力ある漁船漁業を実現

- ・漁船の安全性、居住性等の向上に向けて、船舶の規模に係る規制を見直し。
- ・許可体系を見直し、随時の新規許可を推進。
- ・許可を受けた者には、適切な資源管理・生産性向上に係る責務を課す。

（3）漁業権制度の見直し

水域の適切・有効な活用を図るための見直しを実施

【海区漁場計画の策定プロセスの透明化】

- ・知事は、計画案について、漁業者等の意見を聴いて検討し、その結果を公表。海面が最大限に活用されるよう漁業権の内容等を海区漁場計画に規定。

【漁業権を付与する者の決定】

- ・既存の漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用している場合は、その者に免許。既存の漁業権がない等の場合は、地域水産業の発展に最も寄与する者に免許（法定の優先順位は廃止）。

【漁場の適切かつ有効な活用の促進】

- ・漁業権者には、その漁場を適切かつ有効に活用する責務を課す。

【沿岸漁場管理】

- ・漁協等が都道府県の指定を受けて沿岸漁場の保全活動を実施する仕組みを導入。

（4）漁村の活性化と多面的機能の発揮

国及び都道府県は、漁業・漁村が多面的機能を有していることに鑑み、漁業者等の活動が健全に行われ、漁村が活性化するよう十分配慮。

（5）その他

- ・海区漁業調整委員会について、漁業者代表を中心とする性質を維持。漁業者委員の公選制を知事が議会の同意を得て任命する仕組みに見直し。
- ・密漁対策のための罰則を強化。

II 水産業協同組合法の改正

水産改革に合わせた漁協制度の見直し

販売のプロの役員への登用、公認会計士監査の導入等により事業・経営基盤の強化を図る。

資源管理①（従来の体系）

- 資源管理は、資源調査により収集した情報に基づき資源評価を行い、資源評価の結果を基に漁業の実態等を踏まえて規制の手法を選択して実施。
- 従来の日本の公的規制は、漁船の隻数やトン数の制限（インプットコントロール）と漁具等の制限（テクニカル・コントロール）を中心に行われている。漁獲能力の向上により、これらの管理手法のみでは、過剰に漁獲されてしまうおそれ。

【 資源調査 】

○漁獲・水揚げ情報の収集

- ・漁獲情報（漁獲量、努力量等）
- ・漁獲物の測定（体長・体重組成等）

○調査船による調査

- ・海洋観測（水温・塩分・海流等）
- ・仔稚魚調査（資源の発生状況等）
- ・標識放流（回遊状況等）等

○採集した資料・標本の分析

- ・胃内容物分析（被捕食関係）
- ・耳石・鱗標本の分析（年齢査定等）等

【 資源評価 】

収集した情報に基づき資源量、親魚量と加入量の関係（再生産関係）や漁獲の強さを調査。

資源水準を明らかにした上で、資源管理の選択肢を提言。

（※）従来は、主要資源については、安定した加入が見込める最低限の資源水準（Blimit）の維持・回復を目標として実施。

【 資源管理 】

インプットコントロール （投入量規制）

- ・操業隻数制限 ・漁船トン数制限
- ・操業期間制限 ・漁船馬力制限等

テクニカルコントロール （技術的規制）

- ・漁具制限 ・漁獲物制限
- ・地域制限 ・漁期制限等

アウトプットコントロール （産出量規制）

- ・TAC^(注1)（漁獲可能量）
- ・IQ^(注2)（個別割当）方式等

（注1）TAC（Total Allowable Catch）

（注2）IQ（Individual Quota）

【ルールの遵守を担保する仕組み】

- ・公的機関による漁業取締り（法令違反を強制的に取締り）
- ・採捕数量の管理
- ・漁業者の相互監視等

資源管理②（TACによる管理）

- 漁獲量自体を制限（アウトプット・コントロール）する漁獲可能量（TAC）制度について、現在の対象は漁獲量が多く経済的価値が高いなどの要件に該当する魚種を対象としていることなどから、8種にとどまる。
- 一方、資源水準が低位にある種の割合は、TAC未対象種の54%に比べ対象種は32%と低い。
- 今後は、水産資源の持続的な利用の確保に向け、TACによる管理を基本とする。（第8条）
対象魚種は漁獲量等にかかわらず準備が整ったものから順次追加する。

TAC対象魚種の状況

<従来の設定要件>

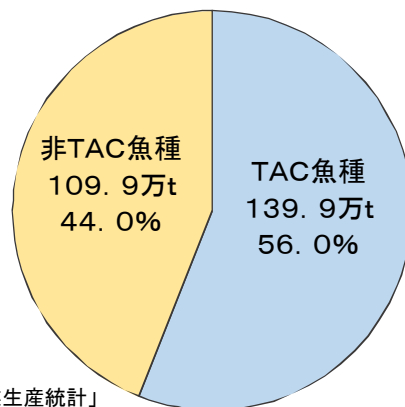
- ① 漁獲量及び消費量が多く国民生活上又は漁業上重要な資源
- ② 資源状態が悪く緊急に管理を行うべき資源
- ③ 日本周辺で外国漁船により漁獲されている資源
のいずれかであって、かつ、TACを設定するための十分な科学的知見がある資源

<現在設定されている種>

サンマ、スケトウダラ、マアジ、マイワシ
サバ類（マサバ、ゴマサバ）、スルメイカ、ズワイガニ、クロマグロ

漁獲量における TAC魚種・非TAC魚種の構成 (H25～H27平均)

※ 遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚類（かつお・まぐろ・かじき類）、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。

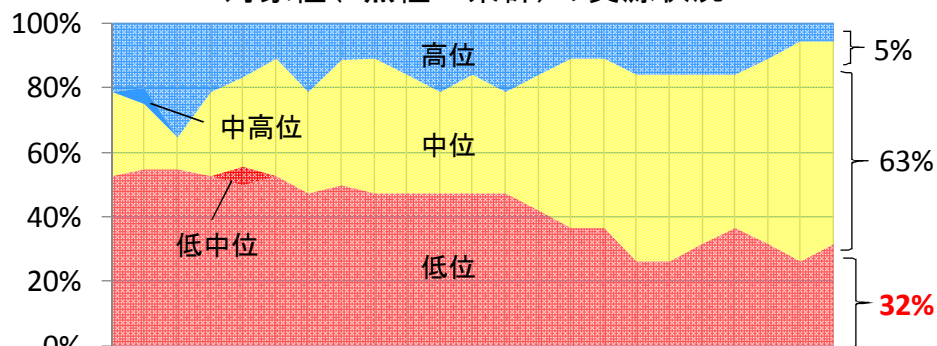


資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

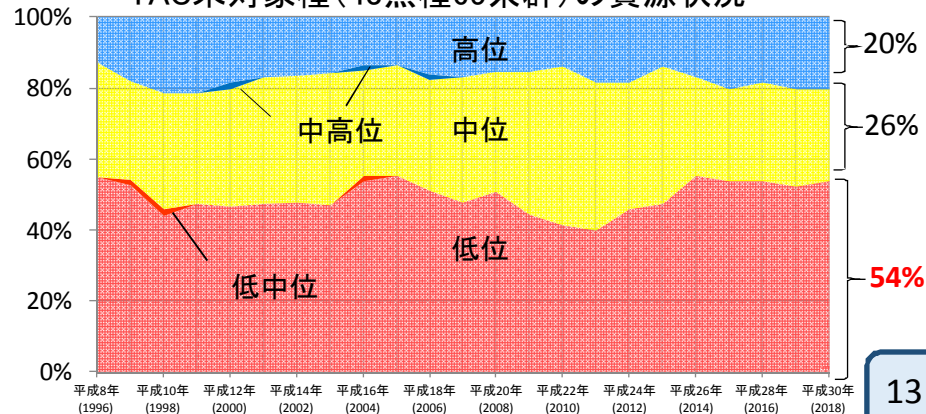
資源状況

(国の資源評価対象種)

TAC対象種(7魚種19系群)の資源状況



TAC未対象種(43魚種65系群)の資源状況

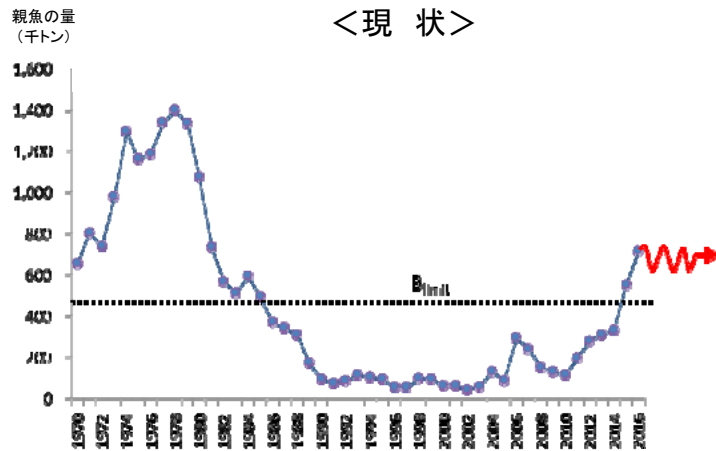


資源管理③ (資源管理目標の設定)

- 日本では、主要種について、安定した加入が見込める最低限の親魚資源量水準(Blimit)の維持・回復を目指した管理を実施。
- 米国・EUでは、乱獲を防ぐための基準の設定に加え、水産資源をMSY(最大持続生産量)を実現する水準(MSY水準)に維持・回復させることを目標とする管理を実施。米国では、乱獲状態にあると評価された資源については、原則10年以内にMSY水準まで回復させるための計画を定めて実行。
こうした管理により、長期的な資源量の増加等による、水産資源の更なる有効活用を図っている。
- 今後は、MSY水準を資源管理の目標(目標管理基準)とし、目標管理基準に水産資源を維持・回復すべく漁獲可能量(TAC)を決定。また、乱獲状態にあると評価された資源については、MSY水準まで回復させるための計画を定めて実行。(第11条、第12条、第15条)

<MSY(最大持続生産量)>

現在の環境下において持続的に採捕可能な最大の漁獲量
(現在及び合理的に予測される将来の自然的条件の下で持続的に採捕することが可能な水産資源の数量の最大値)



基準値を上回った場合に目指す資源水準がない。



資源水準をMSYを実現する水準に回復・維持させる目標を設定。これにより、資源の状況によっては、短期的には漁獲抑制が必要となる場合もあるが、**長期的には資源量の増加、安定した採捕による資源の更なる有効活用が促進。**

資源管理④ (IQの導入)

- TACの管理を漁獲量の総量の管理により行った場合、早獲り競争に陥りやすく、特定の漁業者の採捕により他の漁業者の採捕を停止するなど不公平を生じさせる側面がある。
- TACの管理の手法の1つである漁獲割当て(IQ方式)は、あらかじめ個々の漁業者の漁獲可能な数量が明確になることから公平性が担保され、①無用な競争や海上でのトラブル回避、②効率的な操業や経営の安定など、多面的な効果があると見込まれる。
- 一方、獲り残しを防止する観点からIQの移転は有効であるが、自由に移転することができることとした場合、一部の漁業者への集約による漁業者の減少等といった問題もある。
- 今後、農林水産大臣又は都道府県知事は、準備が整った管理区分から漁獲実績等を勘案して船舶等ごとにIQを設定する制度を措置。ただし、IQの移転は、船舶の譲渡など一定の場合に限定し、認可を受けなければならない。(第17条、第22条)

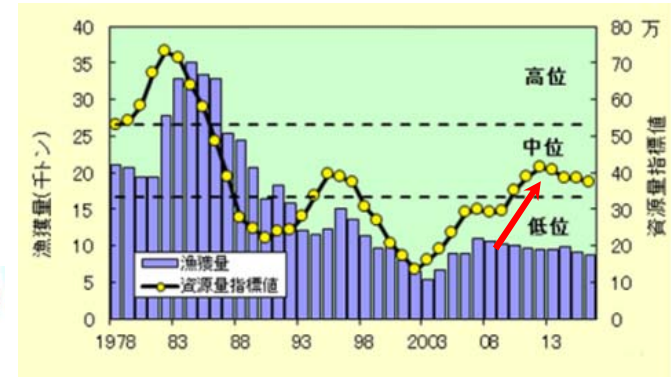
TACを管理する手法

区分	内容
非個別割当方式	漁獲可能量を個々の漁業者等に割り当てることなく各種規制の下で漁業者の漁獲を認め、漁獲量の合計が上限に達した時点で操業を停止させることによって漁獲可能量の管理を行うもの
個別割当(IQ)方式	漁獲可能量を漁業者又は漁船ごとに割り当て、割当量を超える漁獲を禁止することによって漁獲可能量の管理を行うもの
譲渡性個別割当(ITQ)方式	IQ方式のうち、IQを他の漁業者に、船舶の譲渡等にかかわらず自由に譲渡又は貸付けができるようにしたもの

IQ導入の事例

日本海ベニズワイガニ漁業では、平成19年(2007年)漁期からIQを導入。(注:漁業法に基づき導入)

採捕規制(雌の採捕禁止、甲殻9cm以下の雄の採捕禁止)や漁具規制(網目制限など)などと組み合わせることで、資源状態が改善し、年間を通じた安定的な水揚げを実現。



< 自由なIQの移転を認めた場合の問題点 >

- IQが一部の漁業者に集積され、漁業者の減少や漁村に悪影響を及ぼす
- 操業実態の無い者による投機的な売買の対象になってしまう 等

資源管理⑤（今後の数量管理の流れ）

0. 資源管理目標の設定

1. 管理区分の設定

【 : 農林水産大臣、 : A県知事、 : B県知事】

※採捕の種類、採捕に係る水域、採捕に係る期間で区分したユニットが管理区分（各記載はイメージ）

	A魚種						
	大臣管理			A県知事管理			B県知事管理
採捕の種類	大中型まき網	大中型まき網	沖合底びき網	中型まき網	小型底びき網	その他	—
採捕に係る水域	A水域	B水域	C水域	県内D水域で操業	県内全域	県内全域	県内全域
採捕に係る期間	〇月～〇月	〇月～〇月	〇月～〇月	〇月～〇月	〇月～〇月	〇月～〇月	〇月～〇月

資源管理基本方針／都道府県資源管理方針に規定

2. 管理手法の決定

※各管理区分に記載されている「管理の手法」はイメージ

管理の手法	漁獲割当て	漁獲量の合計	漁獲量の合計	漁獲量の合計	漁獲努力量の合計	漁獲量の合計	漁獲量の合計
-------	-------	--------	--------	--------	----------	--------	--------

3. 管理数量の設定

※漁獲可能量は、資源管理目標に従い設定

漁獲可能量	〇〇トン						
管理者ごとの数量	〇〇トン（大臣が管理する数量）			〇〇トン（A県知事が管理する数量）			〇〇トン（B県知事が管理する数量）
管理区分ごとの数量	〇〇トン	〇〇トン	〇〇トン	〇〇トン	〇〇トン（△△隻日）	〇〇トン	〇〇トン

4. 管理の実施

大臣又は知事は、漁獲の状況を踏まえ、管理区分ごとに採捕停止命令等を実施

資源管理⑥（運用に関するQ & A）

TAC種はどのように拡大するのか。TAC魚種については、直ちにIQを導入するのか。

資源管理は、資源管理目標に従い設定される漁獲可能量（TAC）による管理を基本とし、TAC管理は、個別の漁獲割当て（IQ）による管理が基本とするが、TAC種は、資源評価を行った上で拡大していく。その際、関係漁業者等の意見を聴きながら進めていく。

また、IQは、漁獲量の把握体制等の準備が整った漁業種類、操業区域等から順次導入することとしており、同様に関係漁業者等の意見を聴きながら、段階的に進めていく。

IQはどのように配分するのか。

漁獲割当て（IQ）の配分は、船舶等ごとの過去の漁獲実績を基本に、その他の農林水産大臣が定める事項を勘案して、農林水産大臣又は都道府県知事が配分基準をあらかじめ定め、その配分基準に従って配分。

農林水産大臣が定める勘案事項は、IQによる管理を行う管理区分ごとに農林水産省令に定める。

なお、勘案事項や配分基準を定める際は、農林水産大臣の管理区分に係るものについては水産政策審議会、都道府県知事の管理区分に係るものについては海区漁業調整委員会の意見を聴くなど、漁業者など関係者の声を聴いた上で定める仕組みとしている。

IQの移転はどのような場合に認められるのか。特定の漁業者に集中するのではないか。

漁獲割当て（IQ）の移転は、船舶等とともに移転する場合のほか、農林水産大臣が定める場合に限定しており、具体的には、複数の船舶を有する漁業者がその船舶間で移転する場合などを想定。

移転が認められる場合を定める際は、水産政策審議会の意見を聴くなど、漁業者など関係者の声を聴いた上で定める仕組みとしている。

なお、IQは管理区分ごとに導入するため、沖合漁業者の船舶に管理区分の異なる沿岸漁業者のIQを移転する場合や、不当な集中に至るおそれがある場合は、認可しない。

漁業許可①（体系）

- 漁業許可制度は、漁業調整等のため、特定の漁業を営むに当たって、農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けなければ、当該漁業を営んではならない制度。
- 適切に漁業を営んでいる者については、生産コストの削減や安全性の向上など、将来展望を持って経営発展に取り組むことができるような制度とする必要。
- このため、許可の体系、許可に係るトン数制限、許可までのプロセスを見直し。

	従 来	今 後
農林水産大臣が許可をする漁業	<p style="text-align: center;">指定漁業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府間の取決め、漁場の位置などにより国が統一して漁業者やその使用する船舶について制限を行うことが適当な漁業（現行法第52条） ・ 沖合底びき漁業、大中型まき網漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業等（政令に規定） 	<p style="text-align: center;">大臣許可漁業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府間の取決め、漁場の区域の広さなどにより国が措置を統一して漁業者やその使用する船舶について制限措置を講ずることが適当な漁業（改正法第36条） ・ 沖合底びき漁業、大中型まき網漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業、ずわいがに漁業、東シナ海はえ縄漁業等（省令に規定見込み）
	<p style="text-align: center;">特定大臣許可漁業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国が統一的規制を行う漁業として、毎年、船舶ごとに農林水産大臣の許可を受けなければ営めない漁業（現行法第65条等） ・ ずわいがに漁業、東シナ海はえ縄漁業等（省令に規定） 	
都道府県知事が許可をする漁業	<p style="text-align: center;">法定知事許可漁業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産大臣が設定する許可隻数等の枠内で都道府県知事の許可を受けなければ営めない漁業（現行法第66条） ・ 中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業等（法律に規定） 	<p style="text-align: center;">知事許可漁業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産大臣や都道府県知事が設定する許可隻数等の枠内で都道府県知事の許可を受けなければ営めない漁業（改正法第57条） ・ 中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業等（省令に規定見込み） 都道府県知事が定める漁業（規則に規定） ※ 都道府県知事が許可隻数等を設定しない場合は、改正法119条に基づき許可。
	<p style="text-align: center;">知事許可漁業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法定知事許可漁業以外で都道府県知事の許可を受けなければ営めない漁業（現行法第65条等） ・ 小型まき網漁業、機船船びき網漁業等（規則に規定） 	

漁業許可②（漁船のトン数制限）

- 漁業の許可に当たり、総漁獲量をコントロールする目的で、事前に漁業毎に漁船の総トン数（＝漁船の大きさ）と総トン数別の隻数等を定めている漁業種類（指定漁業等）がある。
- こうした制度の下では、漁労機器の性能向上等により総漁獲量は増加する傾向にあることから、許可の際に講ずる資源管理措置の効果には限界があり、また、生産コストの削減、安全性・居住性・作業性の向上、漁獲物の鮮度保持等に向けた漁船の大型化に支障。
- 今後は、操業期間の制限等により漁業調整上支障がない場合、漁獲量の相当部分にIQが導入された漁船については、船舶の規模に関する制限措置を定めないものとする。（第43条）（知事許可も同様）

<従来の漁業別の総トン数>

① 指定漁業

- ・ 沖合底びき網漁業（15～170トン）
- ・ 以西底びき網漁業（160～170トン）
- ・ 大中型まき網漁業（15～770トン）
- ・ 遠洋かつお・まぐろ漁業（120～600トン）
- ・ 近海かつお・まぐろ漁業（10～120トン）
- ・ 北太平洋さんま漁業（10～200トン）
- ・ いか釣り漁業（80～440トン） 他

② 特定大臣許可漁業

- ・ ずわいがに漁業（10～120トン）
- ・ 東シナ海等かじき流し網漁業（10～200トン）
- ・ 東シナ海はえ縄漁業（10～20トン） 他

注1: 括弧内は実操業船のトン数規模 注2: 漁業種類によって、トン数階層を細分化

<トン数制限の性格>

漁船の漁獲能力の大きさを反映させるものとして船舶の総トン数ととらえ、全体の総トン数と総トン数別の隻数との関連で許可制を運用するという考え方（漁船の大きさは、魚倉容積、積載漁具、曳網能力を反映）。

<従来の指定漁業の規制事項>

■ 許認可の公示

漁業の方法、船舶の総トン数、総トン数別の隻数、操業区域

■ 許可の制限条件

操業区域、操業期間、漁業の方法等

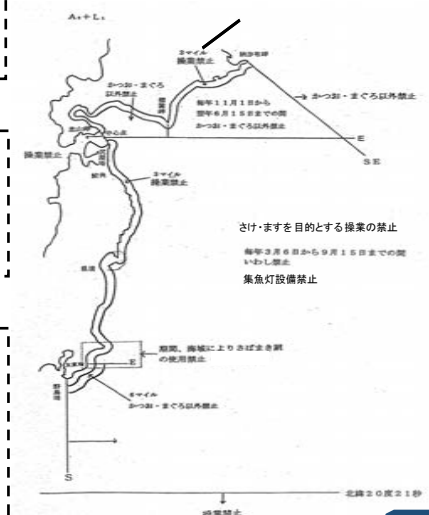
■ 指定省令

体長制限、操業区域・期間、漁具・漁法、漁獲物の陸揚港・転載等

■ 協定、団体間の申し合わせ等

局地的な操業区域、操業期間、操業時間（昼間禁止）、投網回数、魚倉容積、一斉休漁日等

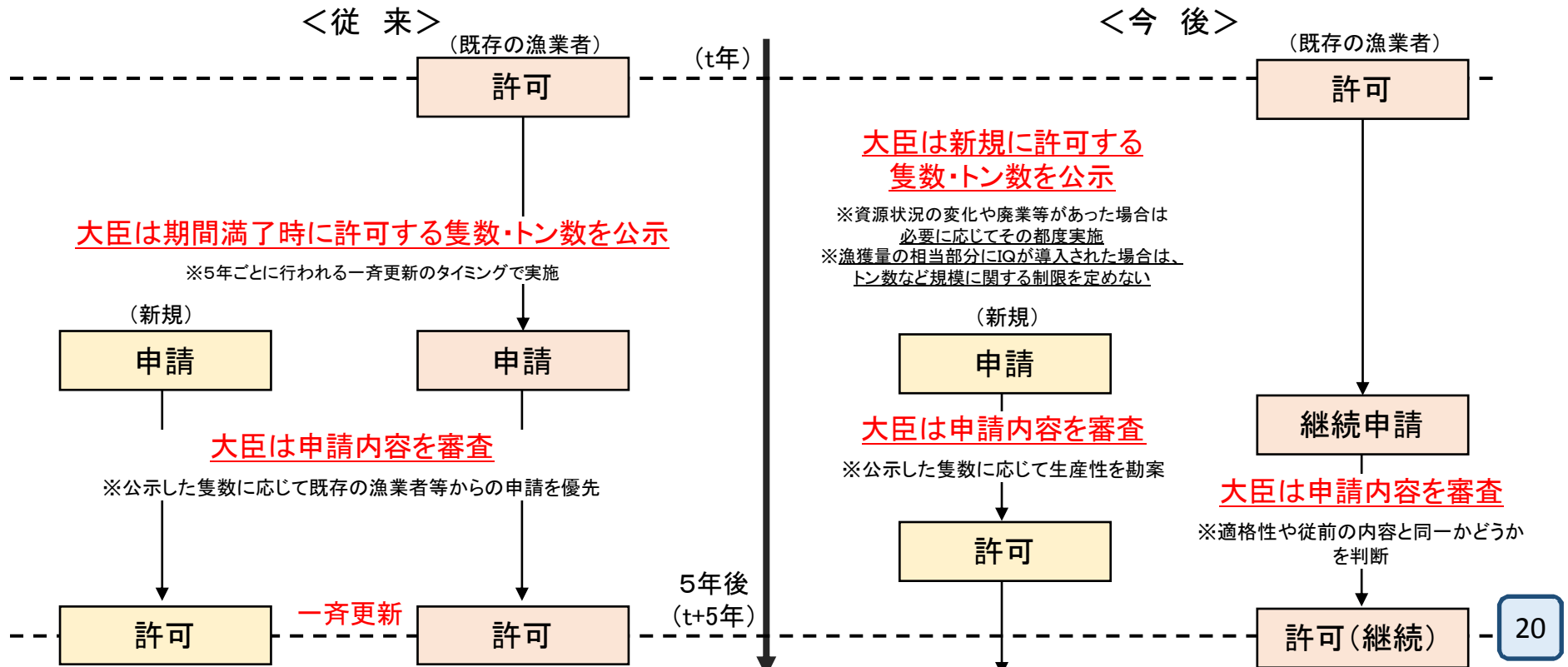
（例：大中型まき網漁業の規制）



漁業許可③（許可までのプロセス）

- 指定漁業の許可の有効期間は原則5年間とされ、5年ごとに許可の更新(いわゆる「指定漁業の一斉更新」)が行われている。
- 従来は、有効期間の満了ごとに資源状況等に鑑みて許可隻数等を定めて公示し、既存の漁業者も含めて申請を受け付けた上で、公示した隻数に応じて既存の漁業者等からの申請を優先して許可。
- 今後は、漁業に関する法令の遵守など適格性を有する既存の漁業者についてはそのまま継続して許可し、新規の許可については資源状況等を踏まえて随時実施。(第43条)
(知事許可における既存の漁業者の扱いについては、漁業調整規則において、国の取扱いと同様に定めることが可能。)

大臣許可漁業の継続・新規許可のプロセスに係る現行と今後の比較



海面利用制度①（従来の漁業権制度の体系）

- 漁業権制度とは、都道府県知事の免許を受けて、一定の水面において排他的に特定の漁業を営む権利を取得する制度。
- 漁業権は、漁「場」ではなく、漁「業」を排他的に営む権利であり、免許を受けた漁業を営むことを妨げるもの（漁業権侵害）に対する排除・予防が可能だが、漁業権侵害でない限り、同じ漁場内で他の活動を行うことは可能。
- 漁業権は、①共同漁業権（採貝採藻など）、②区画漁業権（真珠養殖や、特定区画漁業権に基づき営まれる藻類養殖や魚類小割式養殖など）及び③定置漁業権（大型定置など）の3種類に大別。

■ 共同漁業権（存続期間：10年）

- ・ 採貝採藻など、漁場を地元漁民が共同で利用して漁業を営む権利



■ 区画漁業権（存続期間：5年又は10年）

- ・ 一定の区域において養殖業を営む権利

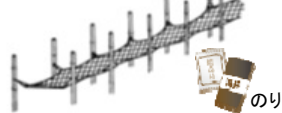
<築堤式養殖>



■ 特定区画漁業権

- ・ 区画漁業権のうち5種類の養殖を営む権利

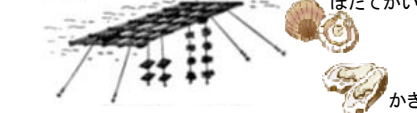
<ひび建て養殖>



<藻類養殖>



<垂下式養殖>



<小割り式養殖>

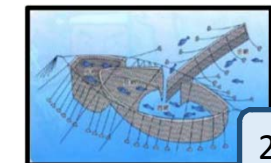


※このほか、第三種区画漁業たる貝類養殖業



■ 定置漁業権（存続期間：5年）

- ・ 大型定置（身網の設置水深が原則27m以上の定置）等を営む権利
- ※ 小型定置は、共同漁業権等に位置付け。



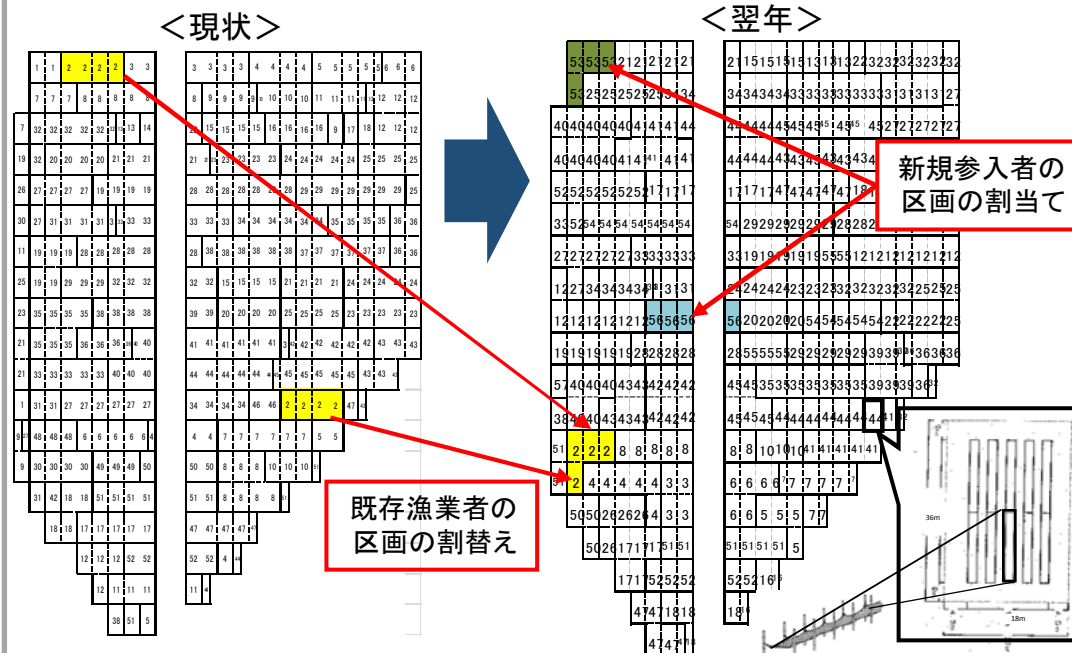
海面利用制度②（特定区画漁業権の現状）

- 養殖業の中には、大規模な資本や特殊な技術等を要する真珠養殖業等だけでなく、資本の規模から参入が容易であることから狭い漁場において多数の漁業者により営まれており、漁場を効率的に活用する上で、漁業者間の漁場利用の調整が非常に重要となるものもある。
- こうした漁業については特定区画漁業権として免許することとしており、具体的には、藻類養殖や小割り式養殖など5種類を法律で規定。
- 技術の進展等に伴い大規模な設備投資等が必要となる魚類養殖業や、廃業に伴う集約化等により少数の漁業者が養殖業を営んでいるケースも各地で見られる。

従来の特定区画漁業権に基づく多様な養殖例

多数の漁業者が養殖を営んでおり、漁業者の経営状況や漁場内の条件差等を踏まえた区画の配分などの利用調整が求められるケース

(例)有明海におけるのり養殖(イメージ)

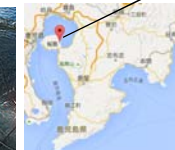


廃業に伴う集約化等により、少数の漁業者が養殖業を営んでいるケース

(例)ブリ・カンパチ養殖
(養殖業者:(株)桜島養魚等)

地元の漁業生産組合がブリ・カンパチ等を養殖していたが、当該組合は経営難となり廃業。

その漁場を引き継ぐ形で、マルハニチロ(株)が、(株)桜島養魚を設立し参入。

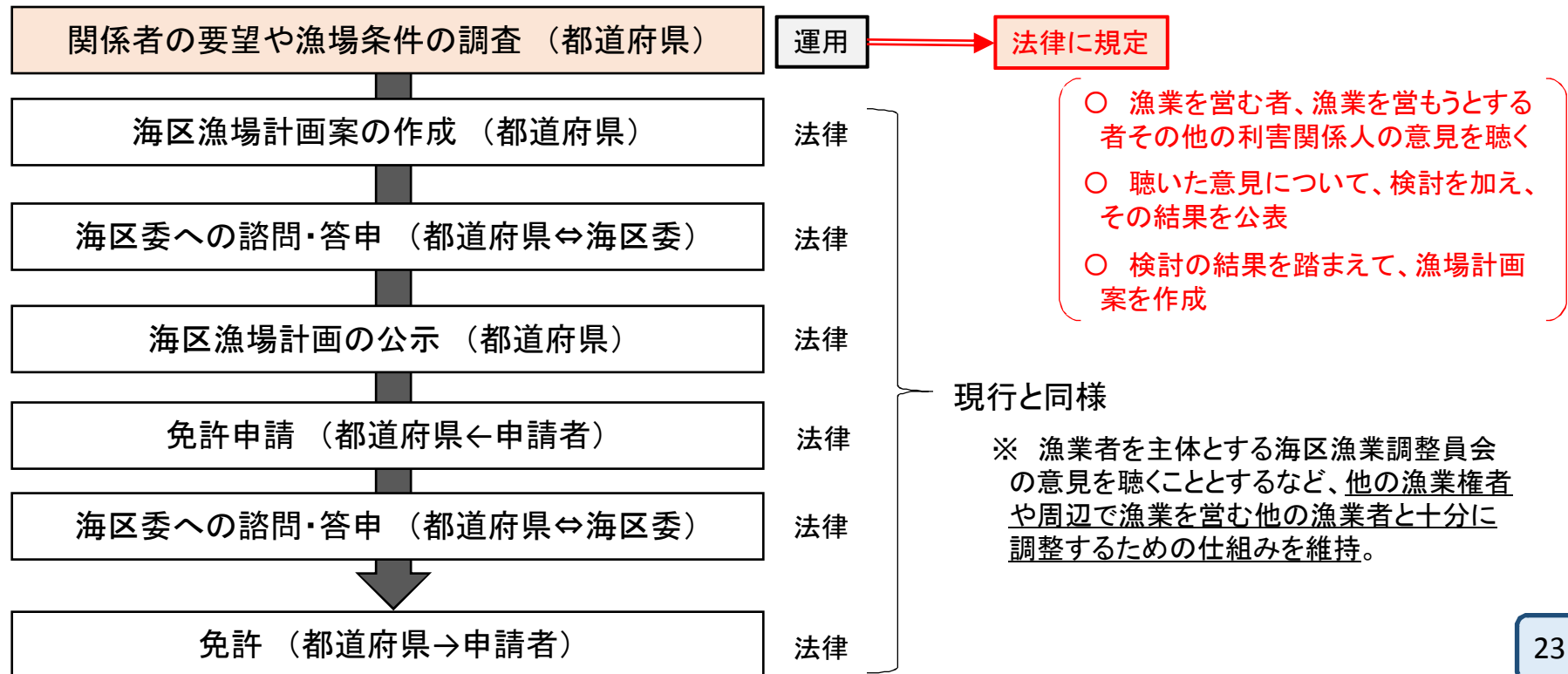


鹿児島県鹿児島市

海面利用制度③（免許までのプロセスの見直し）

- 都道府県は、立体的・重複的に利用されている水面を最大限に活用し、漁業生産力を発展させるため、漁業権の免許に先立って、事前に免許の内容等（漁場の区割り、漁業種類、漁業時期、免許予定日、申請期間等）を定めた計画（いわゆる「漁場計画」）案を策定。
- 都道府県は、あらかじめ、その必要と考える範囲の関係者（地元漁業者など）から要望を聴いた上で、計画案を策定。その後、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、決定・公示。
- 今後は、現行のプロセスを維持した上で、免許のプロセスを透明性を向上させるため、関係者からの要望聴取・その結果の公表を法律で義務づけ。（第64条）

免許のプロセスに係る変更点

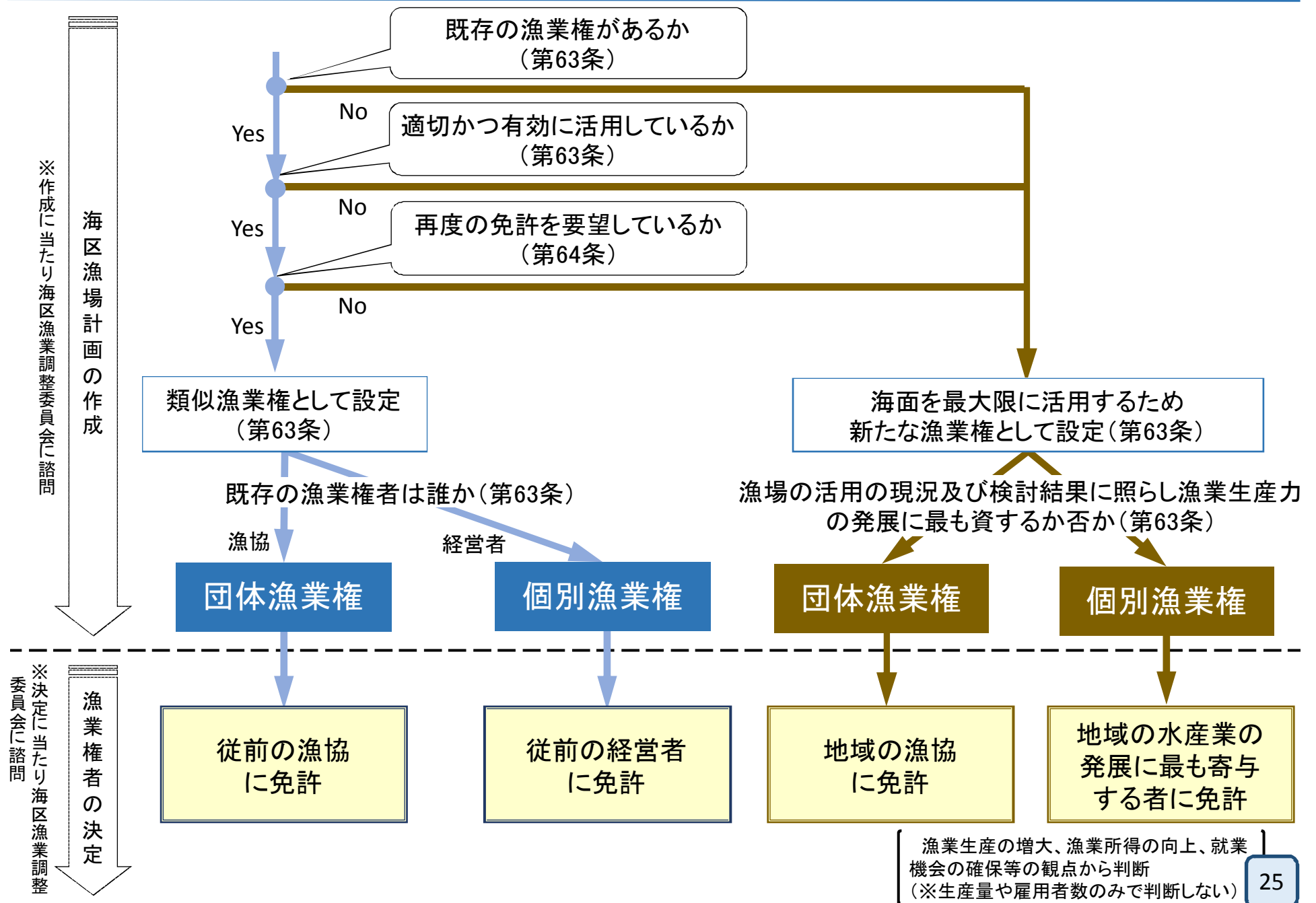


海面利用制度④（免許の優先順位の見直し）

- 従来は、法律で詳細かつ全国一律に免許の優先順位を規定。
- 本制度は、自ら漁業を営まない者による漁場利用の固定化の防止に寄与してきた反面、漁業権の存続期間満了時に、優先順位のより高い別の者が申請してきた場合には、現に漁業を営んでいる既存の漁業権者が再度免許を受けられないこととなるため、経営の持続性・安定性を阻害しかねない状況。
- 今後は、法律で一律に優先順位を定める仕組みを改め、漁場を適切かつ有効に活用している漁業者については、優先して免許。（第73条）

	従 来	今 後
共同漁業権	漁協(管理)	漁協(管理)
定置漁業権	漁業者 (①地元漁民世帯の7割以上を含む法人 ②地元漁民の7人以上で構成される法人 ③当該海区で同種漁業の経験がある漁業者・漁業従事者 以下14位まで法定)	漁 業 者 漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許 (上記以外の場合は、地域の水産業の発展に最も寄与する者に免許)
区画漁業権	漁業者 (真珠養殖業) ①真珠養殖業の経験がある漁業者・漁業従事者 ②当該海区で真珠養殖業以外の経験がある漁業者・漁業従事者 以下6位まで法定 (真珠養殖業以外) ①当該海区で同種漁業の経験がある地元漁民 ②当該海区では経験がないが同種漁業の経験がある地元漁民 以下36位まで法定)	団体漁業権 : 漁協(管理) 個別漁業権 : 漁 業 者 漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許 (上記以外の場合は、地域の水産業の発展に最も寄与する者に免許)
特定区画漁業権 (漁業者間の調整が必要な5養殖業を法定)	漁協(管理)・漁業者 (①地元漁協(自ら営まず組合員間の内部調整を行う場合に限る。) ②地元漁民世帯の7割以上を含む法人 ③地元漁民の7人以上で構成される法人 以下39位まで法定)	※ 団体漁業権・個別漁業権の別は、海区漁場計画の策定時に、利害関係人等の意見を聴いた上で漁場の活用の現況等を踏まえ決定。

海面利用制度⑤（区画漁業権の設定・免許の流れ）



漁業生産の増大、漁業所得の向上、就業
機会の確保等の観点から判断
(※生産量や雇用者数のみで判断しない)

海面利用制度⑥（運用に関するQ & A）

「適切かつ有効」は、どのような場合に該当するのか。

- 「適切かつ有効」に活用している場合とは、漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産を行い、将来にわたって過剰な漁獲を避けつつ、持続的に生産力を高めるように漁場を活用している状況をいう。
- 具体的には、
 - ① 漁場利用や資源管理に係るルールを遵守した操業がされている場合は「適切かつ有効」に該当することとなる。
このため、漁協が管理する漁場において、漁協が漁業権行使規則に基づいて組合員が適切な資源管理を行いながら持続的に漁業生産力を高めるように漁業を行っている場合など漁協本来の取組が適切に行われている場合は、「水域を適切かつ有効に利用している場合」に該当。
 - ② 一方で、改正漁業法(第91条第1項)では、漁業権者が「漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているとき」または「合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないとき」は知事による指導・勧告の対象となる。
これらの状態にない場合や、仮に指導・勧告を受けても是正された場合には「適切かつ有効」に該当することとなる。(なお、知事が指導・勧告をする場合は、その都度、海区漁業調整委員会の意見を聴くことになっている。)
- また、仮に漁場の一部が利用されていない場合でも、
 - ① 漁場の潮通しを良くする目的や輪番で漁場を使用するため利用していない
 - ② 資源管理のために漁業活動を制限している
 - ③ 漁船の修繕や病気やけがなどで出漁していないなど合理的な理由があるものについては「適切かつ有効」な利用として扱われる。
- 実際には、地域の漁業に精通する都道府県が実態に即して判断することとなるが、その際の具体的な基準については、国が都道府県の意見を聴いた上で、技術的助言(ガイドライン)として都道府県に示す。

「地域の水産業の発展に最も寄与」は、どのような場合に該当するのか。

- 1 漁場計画において、新たに個別漁業権として設定されたものについて複数の免許申請があった場合には、漁業生産の増大、漁業所得の向上、就業機会の確保等をはじめ、地域の水産業の発展に寄与するかどうかの観点から判断し、最も寄与すると判断される者が免許を受けることとなる。
- 2 具体的には、
 - ① 生産量や就業者数の見込みがどうなるのか
 - ② 地域の漁業者との調和がとれるのかどうか
 - ③ 地元の水産物の流通・加工によい影響を与えるのかなども考慮して、免許する者の判断を行うことが想定。
- 3 実際には、地域の漁業に精通する都道府県が実態に即して判断することとなるが、国及び都道府県は、漁場の使用に関する紛争の防止及び解決の責務を有し、漁業の免許をしても漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認めるときに漁業権の設定をすることを都道府県に義務付けることとしており、その際の具体的な基準については、国が都道府県の意見を聴いた上で、技術的助言(ガイドライン)として都道府県に示す。

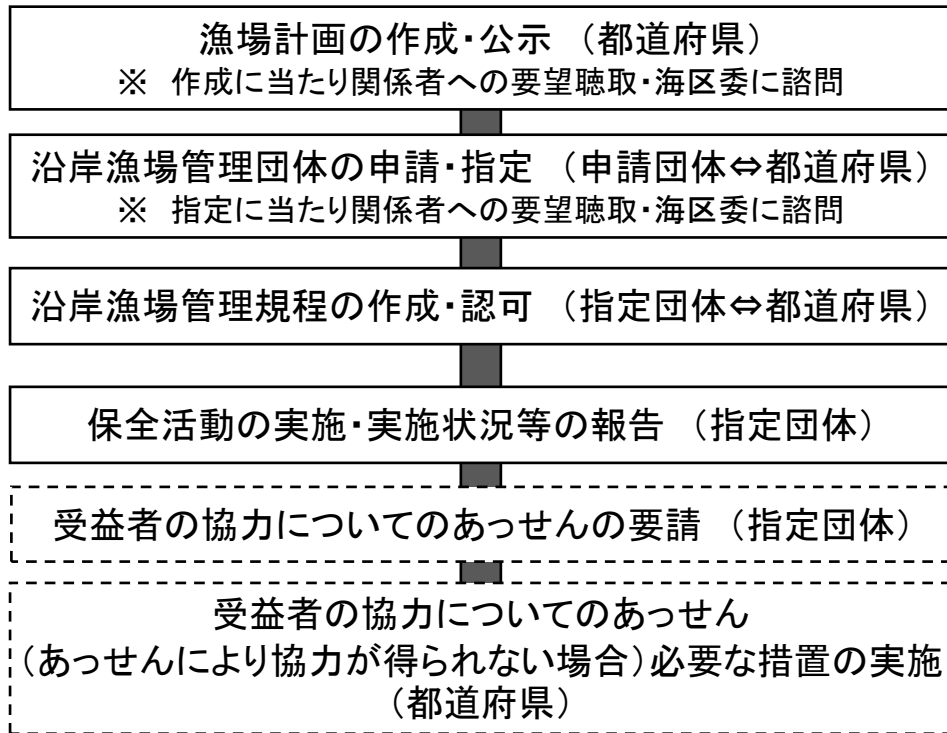
新たに漁業権を設定する場合は、地元の漁業者の意向は反映されるのか。企業が優先されるのではないのか。

- 1 知事は、漁業権を免許する前提となる海区漁場計画を策定する際は、利害関係を有する地元漁業者等の意見を聴いた上で、紛争の防止が図られるなど、漁業調整に支障を及ぼさないように漁業権を設定することが義務付けられている。このため、地元の漁業者や漁協の意向も踏まえた判断が行われるものと考えている。
- 2 また、新たな漁業権を設定する場合は、都道府県が漁業者等の意見を聴いて、地理的な条件や漁業者の数、養殖しようとする対象魚種などを考慮した上で、漁業権を設定することが適当と判断したときに海区漁場計画に記載することになる。
- 3 この場合、漁協が免許を受けて組合員間の調整を図りながら漁場を利用した方が漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合には、漁場計画を作成する段階において、漁協・漁連に免許する団体漁業権として設定することとなる。したがって、法律上、企業が優先されるという仕組みになっていない。

海面利用制度⑦（沿岸漁場管理の実施）

- 沿岸水域における赤潮監視、漁場清掃等の保全活動は、良好な漁場を維持し、漁業生産力の発展に資するものであり、漁場を利用する者が広く裨益する様々な活動を実施。
- こうした保全活動は従来から漁協が組合員のための事業として実施し、要する費用については任意で漁協が組合員以外の企業などからも協力金等として徴収。また、協力金等の徴収根拠等については、一部の企業から不透明との指摘もある。
- 今後は、都道府県知事の管理の下で、こうした保全活動を透明性を向上させて持続的に実施できるようになる。さらに、保全活動による受益者の協力が得られない場合は都道府県知事にあっせんを求め、都道府県知事はあっせんや必要な措置を講ずることとなる。（第109条～第116条）

沿岸漁場管理の流れ



※ 漁場の保全活動を本制度によらず漁協の自主的な活動として行う場合には、従前どおり実施することが可能。

(保全沿岸漁場の位置・区域、保全活動の種類を規定)

(適格性等について審査)

- 保全活動の実施期間・区域、内容、遵守すべき事項、受益者の負担額・算定根拠・用途等を規定
- 知事は、差別的な内容かどうか、負担額の妥当性等について審査

- 実施状況や収支状況を都道府県知事に報告
- 知事は、報告内容を海区委に報告

必要に応じて実施

- 漁業法上の必要な措置は、海区漁場計画の策定・変更の際、指定団体からの意見の尊重等

海区漁業調整委員会①（従来の制度の概要）

- 海区漁業調整委員会は、漁業者や漁業従事者が主体となった漁業秩序をつくる観点から設置。
- 漁業権の免許等に係る答申や漁業調整のための漁業者等に対する指示などの法律に基づく権限を有する。また、委員の人数や選任方法など委員会の構成も法律に規定。

海区漁業調整委員会の設置

海区漁業調整委員会は、海面等について、大臣が定めた海区ごとに設置。

28都府県において1海区、漁業状態の異なる道県では数海区設置され、全国で64海区。

※「海面等」には、海面のほか、海面として指定された琵琶湖等の湖沼を含む。

海区漁業調整委員会の権限

海区漁業調整委員会は、漁業者と漁業従事者が主体となった漁場秩序をつくる観点から、以下の権限を有する。

（主な権限）

- 漁場計画の策定、漁業権の免許、TAC法^(※)に基づく都道府県基本計画の策定等について、知事の諮問機関として、調査審議し、意見をいう （※）海洋生物資源の保存及び管理に関する法律
- 漁業調整のために、関係者に対し、漁業の制限・禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限
その他必要な指示をする
- 入漁権の設定、変更、消滅についての裁定を行う
- 土地等の使用について、知事に意見を述べ、当事者間の協議が不調の時は裁定する

漁業調整委員会の構成

海区漁業調整委員会は、漁民委員、学識経験委員、公益代表委員の計15名から構成。

- ・漁民委員 ： 9名（海区内に住所を有する漁業者等による選挙により選任）
 ※前回選挙の実績：有権者総数23.7万人、64海区のうち8海区で実施
- ・学識経験委員・公益代表委員 ： 6名（知事により選任）

※ 大臣が指定する海区の委員は10名（漁民委員6名、学識経験委員・公益代表委員4名）

海区漁業調整委員会②（委員構成・選任方法等の見直し）

- 海区漁業調整委員会の漁業者委員の選任は公選制としているが、
 - ① 選挙をすれば、漁業者等の多い地区や漁業種類から選ばれやすく、投票実施率が低い(1割程度)
 - ② 学識経験委員として本来漁業者委員の対象となる漁業者を選任するケースがある
 - ③ 選挙を実施しなくとも選挙人名簿の調製等の行政コストが発生等の問題がある。
- 今後は、漁業者等を主体とする漁業調整委員会の組織・機能を維持した上で、漁業者からの推薦に基づく知事選任制とし、条例で漁業者委員の数を増加を可能とする。(第137条～第139条)

委員構成・選任方法等に係る現行と今後の比較

		従 来	今 後
権限		<ul style="list-style-type: none"> ○ 漁場計画の策定、漁業権の免許等について、知事への意見 ○ 漁業調整のための指示 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県資源管理方針の策定、漁場計画の策定、漁業権の免許、沿岸漁場管理団体の指定等について、知事への意見 ○ 漁業調整のための指示 等
議事の決定		過半数	過半数
委員構成	総数	15名(10名)※	15名 (条例により10～20名の間で変更可)
	漁業者等委員	9名(6名)※	過半数以上 (総数15名の場合、最大13名まで可)
	学識経験 公益代表委員	6名(4名)※ ※ 括弧内は大臣が指定する海区の人数	資源管理・漁業経営に学識経験を有する者 利害関係を有しない者は必須
委員の 選任方法	漁業者等委員	公選	知事選任 (議会の同意)
	学識経験 公益代表委員	知事選任	知事選任 (議会の同意)

<経過措置>

- 現在の委員の任期は、平成33年3月末まで延長
- 改正漁業法施行前でも欠員が生じた場合は選挙を実施せず、改正後の選任方法によって知事が選任

漁業者団体等からの公募や選定委員会の設置等により、**漁業の実態に合った委員を高い公平性・透明性の下で選任**

密漁対策

- 近年、ナマコ等の特定の水産動植物については、不正な経済的利益を得ることを目的として、組織的・広域的な密漁が繰り返されており、漁業の生産活動や水産資源に相当の影響。
- 現行の罰則では抑止効果が不十分。
- 今後は、特定の水産動植物の採捕や密漁品の授受を新たに禁止し、個人に対する最高額の罰金(3,000万円)を適用。無許可操業や漁業権侵害の罰金も引上げ(第189条、第190条、第195条)

漁業法における罰則の現行と今後

違反内容	懲役刑	罰金刑	
特定の水産動植物を採捕した場合、密漁品を取得する等した場合 ※対象となる水産動植物は省令に規定	—	—	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; background-color: yellow; margin-top: 5px;"> 【罰則の新設】 3年以下の懲役 3,000万円以下の罰金 </div>
省令に基づく大臣許可漁業又は調整規則に基づく知事許可漁業を無許可で営んだ場合 (例) ・大臣許可の場合: ずわいがに漁業、東シナ海はえ縄漁業等 ・知事許可の場合: 小型まき網漁業、機船船びき網漁業、潜水器漁業 等	3年	200万円	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; background-color: yellow; margin-top: 5px;"> 【罰則の引上げ】 300万円 </div>
漁業権又は漁協の組合員の漁業を営む権利を侵害 (例) 漁業権設定区域における一般遊漁者によるサザエ、イセエビ等の採捕	—	20万円	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; background-color: yellow; margin-top: 5px;"> 【罰則の引上げ】 100万円 </div>

漁業協同組合①（現状と課題）

- 漁協は、漁業者の協同組織として、組合員のために漁獲物の販売等の事業を実施し、漁業者の経営の安定に寄与するとともに、漁業権の管理等の公的な役割も担っている。
- 組合員の減少が進む中、未だ零細な漁協も多く、漁協がその役割を発揮していくためには、さらなる事業・経営基盤の強化が必要。
- 漁協の販売事業については、自ら開設した産地市場での販売が中心になっているが、小売業者との直接取引や地産地消の推進、ブランド化等による付加価値の向上に取り組む漁協も増えてきており、漁業者の所得向上のため、こうした取組の拡大が重要。

漁協の部門別事業損益の推移

<沿海地区漁協、1組合当たり>(単位:百万円)

年度	販売	購買	指導	製氷・冷凍	信用	漁業自営	共済
24	7.8	0.4	▲ 1.1	▲ 5.1	▲ 14.7	7.2	▲ 2.2
25	11.1	▲ 0.3	1.2	▲ 2.8	▲ 10.3	14.7	▲ 2.3
26	12.5	▲ 0.2	1.3	▲ 2.9	▲ 10.6	24.9	▲ 2.4
27	17.6	1.1	1.1	▲ 2.1	▲ 16.4	28.3	▲ 2.3
28	16.7	1.2	1.0	▲ 1.8	▲ 15.8	25.1	▲ 2.5

注1: 事業別実施組合数(28年度、沿海地区漁協960組合)
販売796漁協、購買851漁協、指導942漁協、製氷・冷凍592漁協、信用78漁協、
漁業自営197漁協、共済669漁協

注2: 1組合あたりは、それぞれの事業毎の実施組合数の中で算出したもの。
出典: 水産庁「水産業協同組合統計表」、「水産業協同組合年次報告」

漁協の組合数・組合員数の推移

	S30年度	S55年度	H元年度	H18年度	H28年度
沿海地区漁協数	3,153	2,174	2,136	1,267	960
組合員数 (1組合当たり)	—	578,722 268.5	540,668 256.4	395,206 315.7	302,031 322.0

出典: 水産庁「水産業協同組合年次報告」「水産業協同組合統計表」

漁協の正組合員数(平成28年度)

1組合当たりの正組合員数	組合数	割合
～ 49人	354	37.7%
50～ 99人	230	24.5%
100～199人	187	19.9%
200～499人	127	13.5%
500～999人	26	2.8%
1000人～	14	1.5%
1組合当たりの平均正組合員数	150.49人	—

漁業協同組合②（水協法の主な改正点）

- 今回の水産政策の改革において、適切な資源管理の実施等により漁業者の所得向上の実現に向けて取り組んでいく上で、漁協がその役割をより一層発揮していくことが期待されている。漁協の事業・経営基盤の強化を図ることは、漁業者の所得向上だけでなく、新たな資源管理・漁業権制度に円滑に対応していく上でも重要。
- このため、漁協の役割として漁業者の所得向上を明記するとともに、漁協の理事に販売の専門能力を有する者を1人以上登用する旨を規定。今回の改正を契機として、全国の漁協で、地域の実情に応じ、創意工夫により付加価値向上の取組が展開されることを期待。
- また、信用事業の健全性の確保を図るため、他の金融機関と同様に、信漁連・一定規模以上の漁協に公認会計士監査を導入。

漁協の役割(第11条の2)

漁協が事業を行うに当たっては、水産資源の持続的な利用の確保及び漁業生産力の発展を図りつつ、漁業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない。

販売事業に係る理事の要件(第34条)

販売事業を行う漁協は、理事のうち一人以上は水産物の販売若しくはこれに関連する事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者でなければならない。

- ・ 外部登用は義務付けない
- ・ 漁協職員として販売事業を担当してきた者など内部登用も可能
- ・ 常勤・非常勤も問わない
- ※ 販売事業を実施しない漁協は対象外
- ※ 法施行後3年以後最初に招集される通常総会の終了時まで、改正後の規定を適用しない

公認会計士監査への移行(第41条の2、附則第26条)

<対象>

全ての信漁連及び貯金等合計額 200億円以上の漁協
(参考)農協

信漁連	28	信農連	32
県一漁協	5	県一農協	4
単位漁協	2	単位農協	587

- ※ 「貯金等合計額」とは、貯金及び定期積金の合計額
- ※ 平成29年度末時点

<移行準備について>

- ・ 法律上、全漁連監査から公認会計士監査への移行期間(法施行から4年を超えない範囲)を設定
- ・ 法律の附則の配慮事項で、政府は公認会計士監査への移行に関し、「組合の実質的な負担が増加することがないこと」と明記
- ・ 予算措置により、公認会計士監査の対象となる漁協等に対して、内部統制改善のため、コンサルタントの派遣等を支援。

漁業協同組合③（水協法改正の概要）

（1）漁協の役割の明確化及び事業実施体制の強化

○ 漁協の役割の明確化等

- 漁協が事業を行うに当たっては、水産資源の持続的な利用の確保及び漁業生産力の発展を図りつつ、漁業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない旨規定する。（第11条の2関係）

○ 沿岸漁場管理事業の法定化

- 漁業法において、都道府県知事が沿岸漁場管理団体を指定することができる制度が創設されることを受け、沿岸漁場管理に係る事業を、漁協等の事業として規定する。（第11条・第87条関係）

○ 漁協の役員要件の見直し

※ 法施行後3年以後最初に招集される通常総会の終了時より適用

- 販売事業を行う漁協は、理事のうち一人以上は水産物の販売若しくはこれに関連する事業又は法人の経営に関し実践的能力を有する者でなければならない。また、漁協は、その理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮するものとする。（第34条関係）

○ 一定規模以上の漁協等に対する公認会計士監査の導入

※ 法施行から4年を超えない範囲で政令で定める日より適用

- 信漁連及び一定規模以上（貯金等合計額200億円以上）の漁協について、現行の全国漁業協同組合連合会による監査に代わり、公認会計士による会計監査を義務付ける。（第41条の2関係）
- なお、公認会計士監査への移行に際し、実質的負担が増加することがないこと等、政府が適切な配慮をする旨を法律附則に規定する。（附則第26条関係）

○ 連合会による会員への助言等の事業

- 連合会は、会員の組織、事業及び経営に関する調査、相談及び助言に関する事業並びに会員の意見の代表及び会員相互間の総合調整の事業を行うことができることとする。
- また、全国連合会は、当該全国連合会を間接に構成する組合又は連合会の組織、事業及び経営に関する調査、相談及び助言に関する事業を行うことができることとするとともに、当該全国連合会を直接又は間接に構成する組合又は連合会に対して団体漁業権に係る漁場の利用に関する業務及び漁場の管理に関する業務の適正化を図るために必要な取組を行うことを求めることができることとする。（第87条関係）

（2）内水面組合制度の見直し

- 内水面において水産動植物の採捕、養殖又は増殖をする者を主たる構成員とする漁業協同組合（内水面組合）における個人の正組合員資格を、水産動植物の採捕、養殖又は増殖をする日数が年間30日から90日までの間で定款で定める日数を超える者とする。（第18条第2項関係）
- 内水面組合は、その選択により、正組合員資格を漁業者又は漁業者及び漁業従事者のみに限定することができることとする。（第18条第3項関係）

（3）漁業生産組合制度の見直し

※ 平成31年4月1日より施行。

○ 設立要件・理事等の要件の緩和等

- 漁業生産組合の設立・存続等に係る人数要件を、漁民7人以上から漁民3人以上に緩和する等、設立、解散及び合併に関する規定を整備する。
- また、理事の人数要件を、3人以上から1人以上とするとともに、監事の設置を任意とする。（第83条の2・第85条の2～第85条の5関係）

○ 組織変更規定の新設

- 漁業生産組合は、その選択により、株式会社に組織変更ができることとし、その手続を定める。（第86条の2～第86条の13関係）

（4）その他

- 活動実態のない組合について、強制的に解散させる「みなし解散」制度を導入。（第68条の2関係）

【施行期日】

- 漁業生産組合等の規定以外は、法律の公布（平成30年12月14日）から2年を超えない範囲内で政令で定める日（漁業法改正法の施行日と同日）。